

### [ 事案 18-12 ] 保険料返還請求

- ・平成 18 年 12 月 11 日 裁定申立受理
- ・平成 19 年 7 月 20 日 申立取下

#### < 事案の概要 >

連生保険の主たる被保険者死亡後の保険料返還を求めた裁定申立てであったが、申立ての前に当事者間で十分な話し合いがなされていなかったため、申立て後に再度当事者間で話し合いをしたところ解決し「裁定申立取下書」が提出されたため、裁定手続きを終了したものの。

#### < 申立人の主張 >

2 年近く前に妻(連生保険の主たる被保険者)が死亡したため保険会社にその旨電話連絡した(平成 17 年 2 月)にもかかわらず、その後も保険が継続したまま保険料が毎月引き落とされていたことに最近気が付いた。主たる被保険者が亡くなった以降も、以前と同じ保険料が引かれることは納得できないので保険料を返金してほしい旨保険会社に申し出たが、必要書類は送付しており、申立人から手続きに必要な書類の提出がなかったため、返金することは出来ないと言われた。

保険会社が書類送付の文書を重要書類として書留で送るなり、また書類提出がない旨電話等で連絡してくれていたならば、妻が亡くなった後に保険料を払い続けることはなかった。納得できないので妻死亡後の保険料を返還してほしい。

#### < 裁定の概要 >

裁定申立書を保険会社に送付したところ、会社より「同保険の主たる被保険者死亡時における取扱いについて申立人の理解が得られていないので、再度説明する機会を設けさせてほしい」旨要請があり、申立人と保険会社との間で再度話し合いがもたれた。

その後申立人より、会社との話し合いにより解決したので申立てを取り下げたいとの連絡があり、申立人から入金確認後、「裁定申立取下書」が提出され、裁定手続きを終了した。